（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
（略）	（略）
第二十九条の七第四項の規定による記録の保存	第二十九条の三第二項の規定による記録の保存
第二十九条の十第二項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）
第十条の四第三項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第十条の四第四項第二号の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
第十三条第四項の規定による帳簿の保存	第十三条第三項の規定による帳簿の保存
第十四条第四項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第六項まで及び第九項の規定による書面の保存	第十四条第四項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第六項までの規定による書面の保存
第十五条の十一の四第一項の規定による契約書の保存	（新設）
第十五条の十一の四第二項の規定による文書の保存	（新設）
第十五条の十一の四第三項の規定による記録の保存	（新設）
第十五条の十一の八の規定による記録の保存	（新設）
第十五条の十一の十第一項の規定による契約書の保存	（新設）
第十五条の十一の十二の規定による報告及び記録の保存	（新設）
第十五条の十一の十五第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存	（新設）
第十五条の十一の十五第二項第三号（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の写しの保存	（新設）